

保育コーディネーター養成研修実施計画

大分県保育連合会

1 研修の趣旨

核家族化や少子化の影響による地域の子育て力の低下、子育ての孤立化・密室化、その他、経済的・社会的要因などが絡まり、複雑な環境に置かれている児童が増加しています。このことから、近年、保育所等には、ネグレクトが疑われる要保護児童や生活困窮家庭の児童など、特別な配慮を要する児童が多く通園しています。

また、保育所等は、子どもの発達基盤を形成する時期を過ごす場所であり、発達に関する最初の兆候に気付き、いち早く適切な療育支援につなぐことが可能です。

しかし、保育所等では、複雑化・困難化する特別な配慮を要する児童や家庭のケースに対して、対処方法や専門機関との連携方法を学ぶ機会が少ないことから、十分な支援が難しい状況です。

こうしたことから、保育所等における支援機能を強化するため、「保育コーディネーター養成研修」を開催し、ソーシャルワーカー的な役割を担う職員である「保育コーディネーター」を全ての保育所等に養成する。

2 受講資格

- ① 保育所(園)の主任保育士又は主任保育士と同等の能力を有する者
- ② 認定こども園の主幹教諭又は主幹教諭と同等の能力を有する者

3 募集人数

- ① 80名程度とする。
- ② 応募者多数の場合は、申込書記載事項及び全ての保育所等に養成するという趣旨から地域バランスを考慮して選考する。

4 研修内容

(1) 到達目標

研修により、次のことが可能になることを目標とします。

- ① 保護者や職員の相談窓口となり、直接、児童や家庭への専門的な支援を行うこと。
- ② 関係機関と連携して、適切な時期に適切な支援を受けられるよう繋いでいくこと。
- ③ 児童のライフステージを見通した保育計画を外部機関と協働しながら

作成すること。

- ④ 地域における総合的な支援機能として、子育て支援に関する最新の情報を計画的に発信すること。

(2) 研修項目

- ① 障がい児支援
- ② 要保護児童支援
- ③ 配慮が必要な家庭への支援
- ④ 地域における子育て支援
- ⑤ 相談援助技術
- ⑥ 上記に関連した現場研修
- ⑦ 保育所等に求められる役割と期待
- ⑧ 保育コーディネーターの役割
- ⑨ 子育て支援サービス
- ⑩ 障がい児支援サービス

(3) 研修プログラム

(省略)

5 修了認定

(1) 認定方法

- ① 全ての講義等を受講した者を修了認定審査対象者とする。
- ② 修了認定基準(※)に則り、研修最終日に開催する運営委員会において修了認定審査を行う。

※6月17日の運営委員会において定める。

(受講者がそれぞれの講義等の終了時に提出する「ふり返しシート」で受講状況を確認できた者について、最終日の講義終了後に行う「レポート形式のテスト」を実施する方向で検討)

- ③ 受講できなかった講義等がある場合は、次年度の当該講義等を受講することにより修了認定審査対象者とする。

(2) 修了認定書の交付等

- ① 運営委員会の審査において修了認定基準を満たすと認められた者に、大分県からの修了認定書を交付する。
- ② 修了認定書は、できるだけ所(園)内に掲示するものとする。